

札幌市宿泊税システム整備費補助金 Q&A

1 補助対象事業者について

Q1-1 本社が札幌市内にない場合も対象となるか

A 本社が札幌市外であっても、札幌市内の宿泊施設で事業を営んでいる場合は対象となります。

2 補助対象経費について

Q2-1 想定している改修等の内容が補助対象となるか分からぬ。

A 事務局までお問い合わせください。

Q2-2 宿泊税の徴収に係る機能を備えたシステムを新規に導入(既存システムから乗り換え)する場合は、補助対象か。

A 原則対象とします。

ただし、徴収のために必須となる機能に係る経費のみ対象となります。

また、徴収のために必須となる経費の部分の内訳が分かる場合のみ対象となります。

Q2-3 既存システムをバージョンアップするケースや、レジシステムと連動する他のホテルシステム(経理システムや予約システム等)の改修も対象となるか。

A 原則対象とします。

ただし、徴収のために必須となる機能に係る経費のみ対象となります。

また、徴収のために必須となる経費の部分の内訳が分かる場合のみ対象となります。

Q2-4 既存システムを改修した場合、二次元バーコードの使用といった宿泊税以外の機能追加も対象となるか。

A 本補助金は、徴収のために必須となる改修等に係る経費を対象とするため、宿泊税以外の機能追加については本補助対象外とします。

見積書等の関係資料は、改修内容ごとの内訳も提出してください。

Q2-5 紙の領収書の印刷費用、パンフレットの作成費用は補助対象にならないのか。

A 本補助金はレジシステム改修や整備などを対象とした制度ですので、紙の領収書やパンフレットの作成に要する経費は対象外です。

Q2-6 ①通販で購入した場合の運送料や②商品代金支払いのための銀行振込手数料は支援金の対象となるか。

A ①運送料は、対象経費と認められます。見積に含めて記載してもらうようにしてください。②振込手数料については、対象外となります。

Q2-7 リースは対象となるか。

A リースは対象となりません。

Q2-8 通信販売で購入した経費分も対象となるか。

A 対象となります。追加で書類提出を求める場合がありますので、実施前に事務局へお問い合わせください。

Q2-9 令和8年3月10日までに導入と代金支払が終わらない場合、補助金の交付対象となるか。

A 令和8年3月10日(火)までにシステム改修、設備等の導入及び支払を終える必要があります。

Q2-10 他の補助金等との併給は可能か

A 国や市等の他の補助金等の交付を受けているものは対象となりません。
ただし、道が交付する補助金等(補助率が2分の1を超えないもの)はこの限りではありません。

本補助金の交付後に国や市等他の補助金等の交付を受けている事実が判明した場合は本補助金を返還していただくことになりますのでご注意ください。

Q2-11 中古品は対象となるか。

A 中古品は対象となりません。

Q2-12 既存ハードウェアの撤去、移設、廃棄に係る経費は対象となるか。

A 既存ハードウェアの撤去、移設、廃棄に係る経費は対象となりません。

Q2-13 補助金の対象となるシステム改修等の開始時期はいつからになるか。

A 交付決定通知日となります。

なお、交付決定前に行ったシステム改修等は補助対象と認められず、補助金の対象から除かれますので、必ず交付決定日以降に着手してください。

Q2-14 プリンタートナー等の消耗品は対象となるか。

A 本補助金は、レジシステム改修や整備などを対象とした制度ですので、プリンタートナー等の経費は対象となりません。

Q2-15 モニターも対象となるか。

A デスクトップ PC を購入する場合は、PC 本体と別売りの場合のみ対象となります。

PC 本体とモニターのセット販売や一体型 PC へのモニターの追加は対象となりません。また、ノート PC を購入する場合は、単体で使用可能な機器であるため、モニターは対象となりません。

Q2-16 マウスやキーボードは補助対象となるか。

A ノートパソコンは単体で使用可能であるため、マウスやキーボードは対象となりません。デスクトップパソコンの場合はマウスやキーボードなしでは使用できないため、補助対象となります。

Q2-17 パスポートスキャナーは対象となるか。

A パスポートスキャナーは、宿泊税の徴収・申告納付事務に直接必要な機器に該当しないため、対象とはなりません。

Q2-18 A1(A2)プリンターは対象となるか。

A 宿泊税の申告納入や領収書発行等に通常必要とされる範囲を超える仕様であることから、対象となりません。

Q2-19 既にシステムを導入しているが、キャッシュレス端末のみ購入する場合は対象となるか。

A 事前決済を行っており、宿泊税のみを現地で徴収する場合は対象となります。

3 交付申請について

Q3-1 交付申請はどのように行うか。

A 補助金の申請については、「補助要綱」及び「申請の手引」を参照の上、申請書類を作成し添付書類を同封の上、「札幌市宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局」に郵送で提出してください。

なお、北海道宿泊税においても、同種の補助制度を実施します。

両方の補助金を申請する場合、申請書は札幌市と北海道それぞれ作成する必要がありますが、事務局は札幌市と北海道で同じ事業者が担っているため、まとめて手続きをすることが可能です。

この場合、札幌市と北海道で共通する添付書類は1通のみの添付で問題ありません。

Q3-2 交付申請書の提出期限はあるか。

A 申請日の締め切りは令和8年1月30日(金)です。(同日の消印まで有効です)。

Q3-3 メールやファクス、持ち込みでの申請はできないのか。

A 申請は郵送でのみ受け付けておりますので、ご了承願います。

Q3-4 複数施設を運営しているが、申請はまとめて行っていいか。

A まとめての申請はできないため、1施設ごとに申請をお願いします。

なお、複数施設で同じシステムを使用している場合は、申請前に事務局にご連絡ください。

Q3-5 市税を滞納していないことが条件となっているが、納税証明書は必要ないのか。

A 誓約事項において、「市税の納税状況等を札幌市が調査すること」に同意をいただくこととしており、本市において市税の滞納の有無を確認しますので、納税証明書の添付は必要ありません。

4 補助事業の変更申請について

Q4-1 申請内容を変更しようとする場合は、どうすればよいか。

A 申請内容を変更しようとするときは、事前に「変更承認申請書」を提出し、札幌市の承認を受けてからシステム改修等を行ってください。ただし、補助事業の使用目的の変更を伴わない補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合は手続き不要です。

なお、申請内容の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、交付決定した補助金額は増額されません。

<変更申請が必要な例>

- ・導入するシステム等の使用目的の変更
- ・導入する品目の変更(パソコンからタブレットに変更など)
- ・導入するシステムの取りやめ

<変更申請が不要な例>

- ・交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成により効果的である場合
- ・交付決定を受けた補助対象経費の総額の20%以内の減少で、型式やメーカーの変更、スペックの変更、購入先の変更などの場合

5 実績報告について

Q5-1 事業はいつまでに完了する必要があるか。

A 令和8年3月10日(火)までにシステム改修、設備等の導入および支払いを終える必要があります。

事業完了後30日以内または令和8年3月10日(火)までのうち、いずれか早い日までに「実績報告書」を作成し、必要な書類を添付の上、事務局まで郵送にて報告をしてください。

Q5-2 システム改修とハードウェアの購入を申請しており、先にハードウェアの支払いが終わったが、完了分の実績報告を行ってもよいか。

A 申請したすべての事項の支払いが完了してから、まとめて報告する必要があります。

6 制度・その他について

Q6-1 上限額まで補助を受けていないので、差額分を追加申請してもよいか。

A 申請できません。1施設あたりの申請回数は1回が限度となります

Q6-2 補助金はいつ支払われるか。事前に支払いを受けられるのか。

A 実績報告後、審査の上、支払われます。なお、概算払いは行いません。

Q6-3 補助金を受け取ると課税対象になるのか。

A 課税対象となります。詳細については税務署へご確認ください。

Q6-4 なぜ消費税は補助の対象外なのか。

A 補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額で補助金として受領した場合は重複した交付となってしまい返還いただく必要があるため、補助対象外としております。